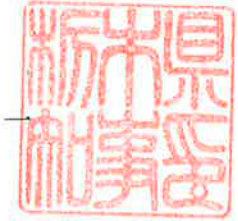


環森政第 199 号
平成 25 年 8 月 1 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

栃木県知事 福 田 富 一



神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価方法書に関する環境の保全の見地からの
意見について

平成 25 年 3 月 25 日付けで株式会社神戸製鋼所から送付のあった標記の環境影響評価方法書について、環境影響評価法第 10 条第 1 項及び電気事業法第 46 条の 7 第 1 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

神鋼真岡発電所建設計画環境影響評価方法書に関する意見書

標記の事業は、都市ガスを燃料とし、最新鋭の発電方式である「1,600℃級コンバインドサイクル発電方式（出力70万kW級×2基）」を用いた、内陸型の火力発電所を設置するものである。

当該事業の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、環境の保全の観点から検討を行った。

環境影響評価の実施にあたっては、方法書に記載の調査、予測、評価等を着実に行うほか、次の点に留意する必要がある。

1 総括的意見

- (1) 環境影響評価を行う過程において、周辺の状況変化や事業計画の具体化等に伴い、調査、予測及び評価の項目や手法の選定に影響を及ぼす新たな事情が生じたときは、必要に応じ項目の追加や手法の見直しを行うこと。

また、具体化した事業計画を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載すること。

- (2) 環境影響評価を行う過程において、住民理解の促進に努めるとともに、準備書の作成にあたっては、地域住民にわかりやすい内容となるよう努めること。
- (3) 地域住民の生活環境を損なうことのないよう十分配慮をするとともに、環境保全措置に関する最新の知見や利用可能な最善の技術について十分に検討し、環境保全に万全を期すること。

2 事業特性（内陸型火力発電所）を踏まえた意見

本計画は内陸に設置する計画であることから、その事業特性を十分に考慮の上、環境影響評価を実施する必要がある。

- (1) 空気冷却式復水器からの温排気について、周辺の気温に与える影響を明らかにすること。
- (2) 排熱回収ボイラからの排水による河川の水温に及ぼす影響について検討し、必要に応じ環境影響評価項目に追加すること。
- (3) 事業実施区域の所在する工業団地全体における現在の揚水量を明らかにした上で、地下水採取に伴う地盤沈下の影響について、必要に応じ環境影響評価項目に追加すること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見

(1) 大気質

ア 微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、大気汚染常時監視測定局の測定結果などにより現状を把握するとともに、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加すること。

イ 平成 23 年度の県の調査では、対象事業実施区域 20km 圏内における光化学オキシダントは環境基準に適合していないことから、大気汚染常時監視測定局の測定結果などにより現状を把握するとともに、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加すること。

(2) 動植物

動植物に係る調査、予測及び評価にあたっては、重要な種に関する最新の情報等について、必要に応じて地元の専門家から助言を得ながら行うこと。

(3) 景観

主要な眺望点に係る調査地点について、必要に応じて近接する市町における適切な調査地点を追加することを検討すること。

(4) その他

工事関係車両の通行に当たっては、安全の確保はもとより、交通渋滞や通行障害の原因とならないよう、また、効率的な運行による車両台数の抑制や平準化を図り、沿道の生活環境に最大限配慮すること。